

第1回 滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会（概要）

日 時：平成26年5月28日（水）14：00～

場 所：県庁新館7階大会議室

出席委員：朝野委員、植松委員、北岡委員、木舩委員、近藤委員、崎山委員、重森委員
高橋委員、野瀬委員、日岡委員、藤野委員、矢野委員、山本委員、吉澤委員
渡部委員

欠席委員：居川委員、亀田委員、口分田委員、鈴野委員、吉川委員

県出席者：嘉田知事、河原教育長、高砂教育次長、川上教育次長、小林総合教育センター所長
佐藤教育総務課長、河瀬教職員課長、藤居教職員課主席参事、川崎学校教育課長
北居学校教育課主席参事、徳田人権教育課長、川嶋スポーツ健康課参事

事務局：浅見管理監、安藤特別支援教育室長、大橋特別支援教育室長補佐

1 開会

2 挨拶

（嘉田知事）

あらためまして、皆さん、こんにちは。皆様、それぞれに御多忙のところ、今回委員としての御就任、快くお引き受けいただきまして、ありがとうございます。

また本日、会議への御参加、お礼申し上げます。

さて、今年は滋賀県のみならず、我が国の障害者福祉の基盤づくり、基礎作りに多大な業績を残されました糸賀一雄さんの生誕100年にあたります。この3月末、29日、30日には、滋賀県といたしましても、関係団体の皆様とともに、「生きることが光になる」を合言葉にいたしまして、記念式典を開催し、糸賀先生の理念、功績を幅広く、紹介・発信させていただきました。戦後間もない、あの混乱の時代の中で障害福祉の制度が十分整っていなかった時期に、知的障害者、戦災孤児らの方のための施設である近江学園、また西日本初の重度心身障害児施設であります「びわこ学園」を設立するなど、先駆的な実績を、糸賀さんをはじめ、池田太郎さん、田村一二さん、様々な方たちが力を合わせて残してくださいました。糸賀思想の核心ともいえる「この子らを世の光に」という言葉。「この子らに」ではなく、「を」というこの一文字の違いというのは大変大きなものでございます。福祉のあるいは、哀れみの対象ではなく、まさにこの子らが一人ずつ光をもっている、その光を受け止めていこうという思想でもございます。

実は糸賀さんが何故あのような思想あるいは事業に着手したのか、私も最近になって全集を読ませていただきました。昭和10年代から田村一二さん、そして池田太郎さんたちとともに、準備をしていて、昭和21年の9月15日に、当時の柴野知事に直訴をして、近江学園をとりもっております。

そしてその近江学園が、昭和21年の11月にできた次の年の22年の春には南郷窯という信楽焼のいわば、工房を作っておられます。その糸賀さんの言葉の中には、障害があるなしにかかわらず、人は、芸術への本然の要求がある。この本然の要求をいわば満たすのが、信楽の土との交わり、関わりだろうということをおっしゃいます。そういう中から、戦後60年の、土と炎の取り組みなどを含めてですね、皆さんのお力、それによりまして、最近、アールブリュッ

トという形で、日本だけではなくて、世界からも滋賀のこれまでの成果が評価をいただいております。まさに、作り手が持っている私たちが今まで見出せなかったその力を引き出す、周囲の人たちが作り手に寄り添いながら、支える人々がいわば遠慮しながら、そして、作り手の持っている本来の力を引き出そうというそのような場面を、私、たくさん出会いました。ここにこそまさに、支える側と、支えられる側の、相互の熱いやり取りがある結果が、あの心を揺さぶる作品になっているだろうと、例えば澤田真一さんのトゲトゲの作品、それにベネチア・ビエンナーレでも国際的な評価をいただいております。その他たくさんの方たちの作品を、毎日見るにつけ、私たちは、今まで、見えなかったものがこうして光を放っていただいていることを感謝しなければならないと思っております。滋賀の社会的物的土壌がアールブリュットを育ててきたものではないかと思っております。

そうした中で、私自身は今、特別支援教育は大きな転換期にあると思っております。世界の流れを見てみますと、「障害者の権利に関する条約」が2006年に国連総会で採択はされましたが、日本はなかなか国内法の整備が時間かかりまして、ようやく今年の1月に140番目の締約国となりました。この条約では、障害者が他の人と平等に、住みたい場所に住み、受けたい教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう障害者の自立した生活と地域社会への包容についても定められています。いわば懇話会の議論の柱となるインクルーシブ教育システムの推進でございます。すでにここにお越しの皆様には、なじみの表現だと思っておりますが、このインクルーシブ教育システムにつきましても、滋賀県が策定をいたしました、第2期の教育振興基本計画の一つの重要な柱ともさせていただきます。障害のあるなしにかかわらず、地域社会の中で、生涯に渡って、安心してまた尊厳をもって生きていける、暮らしていける、そのような滋賀でありたいと思っております。

糸賀さんは、「自覚者は責任者」という言葉を残されております。気がついたものがまず実行するんだ、できないことを誰かの責任にしたり、あるいはできない理由や言い訳を考えるのではなく、どうすればできるのかを考え、自らが責任をもって行動する、という意味でもございます。私も2006年の知事の就任の時に最初の挨拶をお願いをしました。これまでの各部局別の縦割りの政策、あるいは国の法律が大体そうっております。そういう中では、つついできない理由を考えがちです。あるいは関係ないという理由を考えがちです。それはうちの部局じゃない、それは私たちの答えではないということで、そこを排して、“No because”できない理由はいりません。社会の中でニーズがあるならば、社会の中に必要性があるならば、いかにしたらできるか。“No because”じゃなくて、“Yes then”で取り組んでいただきたいということを申し上げました。結果的には、滋賀県職員はもちろんのこと、多くの皆さんが、団体の皆さんを含めて、お力を発揮していただきまして、今、新しい時代の幕開けにもなっていると思っております。滋賀の特別支援教育、何を目指して、どこへ向かうべきか、私たち一人一人が自覚者となり、“No because”ではなく、“Yes then”で、何よりも、障害をもった子どもたちが、最善の教育そして人生が送れるように、その親御さんたちも、親としての誇りとそしてサポートができるように、結果として、子に良し、親に良し、世間に良しというような形での三方良しの障害児教育をみなさんのお力をお借りして、進めさせていただけたら思っております。本日が始まりでございますけれども、どうか、皆様のお力をお借りいたしまして、糸賀一雄さんの意志を、また池田太郎さん、田村一二さん、皆さんの意志を受け継いだ特別支援教育のあり方、方向をお示しただけなら幸いにござ

います。私の方からの少し長くなりましたけれども、挨拶、これで終わらせていただきます。

本当は、ずっと最後までいさせてほしいんですけども、このところかなり、年度始めで様々な事情がございまして、挨拶で失礼いたしますけれど、また、皆さんの御意見、御議論の結果は担当の方から報告をしてもらいますので、どうか、活発な意見交換よろしくお願いいたします。本日、どうもありがとうございます。

3 委員紹介

4 座長の選任

5 懇話会設置要綱・公開方針

6 議題

(1) 懇話会に対して意見を求めることについて

(教育長)

本懇話会で検討をお願いしたい内容です。依頼事項と書かれているところに示しているとおりに、「滋賀のめざす特別支援教育のあり方について、御意見を賜りたい」とさせていたいております。その理由ですが、御承知のとおり本県におきましては、第2期滋賀県教育振興基本計画を昨年度3月に策定いたしまして、特別支援教育の推進につきまして示したところがございます。これにもとづき、障害のある子ども一人一人が、その持てる力を最大限に発達し、社会に参画できるよう、可能な限り障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けることのできる「インクルーシブ教育システム」を構築し進めることとしております。

県教育委員会といたしましても、発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適正な指導と必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

そのためには、特別支援教育の対象となる児童生徒の急増など、本県の置かれた現状を踏まえ、課題を整理し、検討していく必要がございます。

御検討いただく具体的な中身についてですが、①から⑤まで示させていただいたとおりでございます。

①インクルーシブ教育の実現をめざした、障害のある子とない子が共に学ぶ取り組みの促進に関すること、②就学基準の統一的理解の促進など、適正な就学の推進に関すること、③就労などの進路実現に向けた新しい学校づくりとキャリア教育の充実に関すること、④公共交通機関の利用促進など、望ましい通学支援のあり方に関すること、⑤特別支援学校、特別支援学級在籍増への対応に関すること、これら以外のことにつきましても御議論いただくということになりますが、これらの観点から、これからの本県特別支援教育について、その方向性を明らかにしていく必要があると考えております。

つきましては、これらの課題に対応し、本県特別支援教育をさらに発展させていくため、滋賀のめざす特別支援教育のあり方について、御意見を頂戴いただきたく存じているところでございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

(座長) ただ今のお話にもありましたように、忌憚のない御意見をいただきますようよろしく願いします。

(2) 本県の特別支援教育の現状について

事務局より資料に基づき説明

(委員) P18の5-3の鳥取と滋賀のグラフが気になる。鳥取の就職率が40%、滋賀が17%、であるが、地域の背景というものはあるのか。就職は希望だけで決まるものではなくて、受皿などが整備されていないと変わってくると思うが、事務局がつかんでいる背景などを教えてほしい。

(事務局) 地域的な傾向、関連性というのがなかなか見い出せない状況である。鳥取県の就職率が高いので、取組の状況を聞かせていただいたが、就労開拓や企業のセミナー、保護者の方を含めた啓発等に力を入れてやってきたと伺っている。

(委員) 鳥取県でそういうことに取り組んでおられるということを知ると、答えが見えたような気がする。就職率だけのことを考えれば、地域差はそれほどないということで、就労に向けた啓蒙等をされてきたという実績があるということ把握しているなら、それ以上に何が私たちに求められるのかと思うのだが。

こういったデータは障害の程度が全く見えないが、そんなに大きな程度差はないのかもしれないが、就職率に影響するのは通われている子どもの障害の程度によってもずいぶん変わってくると思う。その辺の分析されているようなデータは別にお持ちか。

(事務局) ただ今御指摘をいただいたとおりに思う。ただ、ここに出てくる数字の中には、それぞれの各都道府県のその年度に卒業した、様々な障害種別、程度の生徒全員が入っている。しかし疫学的に各地域によって、障害の種別や程度の差があるというようなことは聞いたことがない。全国的に大きな差がないのであれば、そういった傾向なのかなと思う。訪問指導を受けている子がどれだけいるのか、就学していない子がどれだけいるのかなど。例えば、重度心身障害児施設に入所されていて高等部教育を受けておられない方がどれだけいらっしゃるかによって、分母は変わってくるが、そのあたりの数字がこういう調査の中で、表に出てきていない。たしかに、より詳細な検討をしようとするれば、そここのところも見ていかないとはいけない。

(委員) 委員の御質問にもあった、鳥取にも7年か8年ほど前に、同じような特別支援教育に向けた学校再編の懇話会があり参加した。数値で表れている鳥取が高く滋賀が低いという関係にはなっているが、例えば、中学校から高等学校、高等部への進学率や、御存知の方も多いと思うが、専攻科を作っておられたり、中学校を卒業してから高等部に行かずに、施設に入っている子もたくさんおられることもあって、在籍者に対しての就職率が高くなっている。単純に滋賀県のように全入のような状況の中で率が出てくるところと、複雑な条件が入ってくるところがある。しかし、これだけの差が出てくるということ自体に課題はあるだろう。

(委員) 学校だけの課題でないことは十分わかっているが、子どもたちがそのまま企業でどの期間定着するか、就職しても1年後に離職したとか、その辺は把握されているか。

(事務局) 過去3年の離職率は約15%前後、離職までの平均期間が短いところで3.8か月、長いところで7.4か月というような数字になっている。

(委員) 滋賀県においても就労対策については労働雇用行政の中で進めており、障害者の法定雇用率は2.0%、滋賀県の障害者の雇用率が1.81%ぐらいだが、全国平均の雇用率を上回っているような状況にある。企業もかなり努力されていると感じているが、そのような中でこうした差が出るということは、まだまだ企業向けの啓発が不足しているということだが、そのこと以

外にも何か要因があるのではないかと考えているところである。

(委員) 高等学校の立場で就職率について感じたことであるが、特別支援学校に通う生徒だけの課題というより、高校に通う生徒にとっても、卒業した後の就職率、定着率というものが課題となっている。高等学校においては、キャリア教育の推進が言われているが、特別支援学校においても課題として挙げられている。生徒が社会に出て仕事に就くために、何をそれまでの段階で、身につけておかなければならないかということが、教育現場の役目と思う。現場で感じるのは、全国的にも特別支援学校の在籍者数が増えている状況の中で、就職率が低いということが大きな課題だと思うが、特別支援学校への入学希望者は非常に多くなっている現状があり、逆に県立高校の方が定員割れしている状況である。生徒にとっては支援が行き届いている中で、居心地のいい生活が保障されているが、いきなり社会に出た時にギャップが大きすぎて実際社会で悩まれることになっているのではないかとと思うので、その辺のところを発達段階的に卒業までの3年間で、インターンシップとか現場での実習など、本当に社会の厳しさを少しずつ学ばせていけるようなシステムが高等学校の方にも特別支援学校の方にも必要なのではないかと。

(委員) 小学校としては通常学級、特別支援学級も含めて子どもの個別の指導計画、個別の教育支援計画がキーワードになってくると考えている。学期に一回、特別支援学級の保護者とお話をする機会を設け、子どもたちが育ってきた苦労話やこれからの子どもへ思いであるとか、ざっくばらんに話していただきながら、あわせて学校への要望も聞いている。そういった中で、保護者が一番悩まれていることはやはり進路のこと、中学校の特別支援学級に進学するか、あるいは、特別支援学校を選ぶか、高校はどうか、といったように小学校の保護者で、高校のことまで視野に入れながら、その子の生き方を真剣に考えておられる保護者が大変多くおられる。小学校では特別支援教育コーディネーターがおり、キーパーソンになるということで、私の学校では今年3人体制にした。ある程度学力を持っていても、適応力、ソーシャルスキルの弱い子が多く、通常学級の支援を要する子も含めてそういった力をいかにつけていくかということ、コーディネーターの担当教員と何度も話をしている。個別の指導計画、個別の教育支援計画にあげて、積み上げていくことが、今議論されている就労のところに繋がっていくのかと思った。

(委員) 資料にある「生徒の就職希望率が低い」ということに関するデータはどこかにあるか。話を聞いていると、保護者、まわりは就職ということに対して非常に意識を強く持っていて、本人そのものが就職したいという意識が高まってないということが現状としてあるように思われる。

(事務局) P19のグラフが就職希望者のデータであるが、県外のデータがなく、県内の調査ということになっている。全国就職率が平成24年度では27.8%であるが、就職したいという本県3年生の就職希望率が20%である現状からいけば、そもそも就職を希望していないのだから、全国27.8%の就職率に達するはずがない。そういう意味で、相対的に低いという言い方をさせていただいた。

(委員) なぜ低いのか。本来ならそこに教育の関わる部分があると思うが、そこを上げる教育の有り様というのがなんなのかというのを、明らかにしていかななくてはならないと思う。

(座長) これから重要な課題になると思われる。

(委員) 発達障害と言われる子どもの数が全国平均に比べて滋賀県は高いということは、逆に保護者の障害理解が深まっているという見方もでき、就職率が悪いということで、逆に滋賀県はど

うするかといった点で大きな課題となり今後のポイントになる。就学指導委員会の提言の中で、県の方向性として、就学指導委員会のあり方も含めて、市町の統一的な見解、理解を統一していきたいという県の思いがあると思う。そういった中で、提言の3、就学相談の対象者のスクリーニングと指標の作成については、県の教育委員会が就学相談の対象と判断するための障害種別の指標作成について検討を行う必要があるとしているが、これまでどのように検討がなされてきたのか教えてもらいたい。

(事務局) このことに関しては、今年度は各市町教育委員会の就学事務の担当の方々と例年行っている、就学指導の研修会や就学事務説明会等に加えて、少し回数を増やして一緒に研究をしていきたいということで、先日集まっていたところである。当初は代表者の数人での開催ということも考えていたが、県内の地域差があることも考慮し、県内19市町全体で研究させている。よろしくお願ひしたい。

(委員) 今、委員から滋賀県は障害に対しての理解があり、人数も増えてきているのでは、というような話もあった。子どもが草津市の小学校に上がったときに、当時の障害児学級は市全体で50名いなかった。ところが今年度は特別支援学級の在籍者が220名を超えるということである。子どもが小学校に上がるときに、自分は和歌山出身であるが、実家の母は「草津市は知的障害の子どもには知的の学級、肢体不自由の子どもには肢体不自由の学級というように、学級を分けて丁寧に面倒をみってくれるのだな」という言い方をしていた。滋賀県の障害児教育については、糸賀先生の思いもあり、すごく丁寧に見てきた。その丁寧さが今も続いていてその結果、障害児教育を何とかわが子にという親の気持ちも育ってきている。特別支援学校や特別支援学級の在籍者数が全国平均よりも増えてきている一因には、滋賀県の人口増加、都市化ということもみていかななくてはならないと思っている。だから、これからいろいろな課題が出てくると思うが、国の施策、県の施策が親の思いと合致した、いい方向にというように考えていかないといけないと思っている。

(委員) P3、特別支援教育の対象の概念図で、平成25年の滋賀県の各特別支援学校、特別支援学級、通常学級の通級による指導を受けている児童生徒数がでていますが、滋賀県は全国平均よりも高いということは理解できたが、全国の分布、率を教えてください。また、P10、未成年人口1000人あたりの特別支援学級の児童生徒数だが、徳島は、特別支援学級の在籍者が全国一だということだが、徳島の特別支援学校への就学率はどのくらいなのか。特別支援学校の設置状況によって特別支援学級に通わざるを得ない状況になっているのか、それとも今滋賀県の求めているインクルーシブな状況がより進んでいて、特別支援学校で学ぶべき子が、地域で学ぶことができているのかという部分との比較のためにも、各都道府県の特別支援学校の1000人あたりの在籍者数と比較した情報があると、比較検討した話が深まると思った。3つめとして、何故滋賀県が特別支援学校の児童生徒数の伸びが全国1位という状況に至っているのか、理由や背景があったら教えてもらいたい。

(事務局) P3の概念図。国から公表されている平成24年データでは、全国では義務教育段階の児童生徒数は約1040万人。特別支援学校の就学人数は0.63%、約6万6000人。特別支援学級は1.58%、約16万4000人。通級による指導は0.69%、約7万2000人。特別支援学校、それから特別支援学級、通常学級をあわせた右側の数値、本県4.19%となっているところ、国では2.90%、約30万2000人となっている。LD・ADHD・高

機能自閉症等の数値のところは6.5%、本県8.72%となっている。国では高等学校段階の調査が出されていない。

未成年人口1000人あたりの児童生徒数であるが、徳島県の特別支援学校は1-2のグラフで言うと、6.72、全国で9番目の状況である。東京は、特別支援学級が一番少ない状況であるが、特別支援学校は1-2のグラフで言うと5.5、平均よりも少し低い29番目である。徳島は特別支援学校、特別支援学級どちらも高い。東京はどちらも低いというような状況である。和歌山県で、特別支援学級は2-2のグラフで言うと、7程度である。和歌山は、特別支援学校は多いが特別支援学級は全国より平均ぐらい、少し低いというような状況である。

何故本県では増えているのかということだが、明確な答えがない現状であるが、例えば国では保護者の理解が進んだということ、国会で答弁されている。先ほど委員も同じことを言われていた。委員も言われていたが、新一年生に対する就学指導委員会の審議率が高いということは、それだけ丁寧に子どもを見ているということではないか、スクリーニングが各市町できちんとされているからということもあるだろうし、いろんな要素が複雑に絡んでいるとは思っている。そういう意味では、各委員のお知りになっておられるところを教えいただき、何故増えているんだろうとか、その背景要因は何なのかというようなことを、本懇話会で明らかにしていくことができるかと大変ありがたいと思っているところである。

(座長) この懇話会の核として取り組んでいきたい。

(委員) 何故、右上がりが増えてくるのか、原因が何なのか、社会的背景なのか、医学的な問題なのか、まずはそのところを追及し分析する。障害種別では、知的障害の割合が増えているということだが、その増えてきたところの本当の原因は何なのか、滋賀県は中でも抜きんできたのは何なのか、ということを引ききり把握する。いろんな障害の程度の中での支援のあり方、本当に難しいところもあり、一概には何とも言えないが、就労の中で、その子その子に合った細かいケアをしておられる。私の知る限りでも、社会福祉法人、地域の社協、民間のところでもやっておられる姿はよく見かける。私も会社を経営しており、その中で一緒に仕事をしている仲間の中にも、そういった支援の必要な子も働いている。ただ、ややもすると日々の生活の中で、ついフォローできなかつたことで孤立してしまったり、うまく続けられなかつたケースもあった。その辺のところは、この会議の中で、私自身もいろいろ勉強できればと思っている。大きく分けて、2つの問題がある。原因は何かということと、社会的な受皿、この2つのことを見いだせばと思う。

(座長) これから議論していく方向性を示していただけた。また、よろしく願いたい。

(委員) 小学校の校長先生も言われたように、義務教育下では、通常学級での特別支援を要する子どもたち、支援学級の子どもたち、それぞれインクルーシブを考えながらやるので、例えば、就学指導の答申で特別支援学校への就学が望ましいという答申が出ても、最終的には、保護者に寄り添ってという思いで、小学校6年間、中学校3年間、通常学級に来られたダウン症の方がおられます。お母さんといろんな話をし、最後に言われた中で、この子がいたということ、同級生の子どもたちにしっかりわかってほしい、という思いであると言われた。この子は義務教育9年間通常学級で過ごした。そんな中で、一番感動したことは、その周りの学年、その支えた学年の子どもたちが、本当に彼女を支えよう、助けようという思いをすごく持ってくれていた、これが一番大切だと思った。確かにこれでいいのか、小学校でやっても、中学校もこれでいいの

かと悩んでいたが、卒業式の時に、彼女がいたことが、僕らの私たちの大きな励みになったというのを、子どもたちが言ったときに、これが一番いい姿だと感じた。何とかして支援を必要な人たちを、みんなが分かってくれるような世の中を作っていかなければ、という思いでいる。具体的に一体どれをどうすれば、この表をどう読んだらいいのかということあるが、このあり方懇談会が開かれたということはすごいことと思うので、是非そんな世の中になるように、何がここで1つの一歩が踏み出せたらと思っている。

(委員) 一昔前の保護者の話を聞いていると、特別支援学級に入級されるのはとりあえず、という入級が多かったが、最近は先ほどもあったが、子どもは地域に帰っていくのだから、子どもたち、故郷の子どもたちに、仲間と一緒に生活する基盤をつくりたい、そのために、地域の特別支援学級に入級して、小学校で生きる力を学ぶとともに、ソーシャルスキルや友達といかに生活していくかということ学んでほしい、または理解してほしいということで入級されて、6年間過ごされる。保護者の中には、中学進学と特別支援学校進学、それだけを考えるのではなく、この子を納税者にしたい、そのために就労を考えた学校選択をしていきたいということで、特別支援学校を見学しながら、この子の将来像をつかんでいきたいということ、非常に多くの保護者から聞く。P13の3-3のところ、大津市の小学校の特別支援学級の在籍率は高い、全県下で比べると低い、中学校はかなり低い。最近は中学校の3年間を選ばずに、特別支援学校の6年間を選ばれる保護者の方が非常に多くなってきている。中学校の特別支援学級を卒業して、15歳で就労が可能かどうかというところが、保護者の選択肢の中では非常に難しい。そこから3年間の特別支援学校でこの子にどれだけの力がつけられるのかということを見ると、6年間というスパンでこの子に力をつけさせたいという保護者が結構おられるように思う。子どもたちに社会で頑張ってもらいたいという願いを、なんとかかなえさせたいという思いがあり、いろいろ御意見を聞かせていただいている。

(委員) 何故増えているのかという話があったが、私個人として日頃から考えているのは、特に知的障害などは理解が進んだので見だしやすくなったというのが大きいのではないかと感じている。就学指導に関して提言をまとめるのに関わったので、そのことについて、少し話させていただき、県としてある一定の基準を示す、あるいは県内での統一的な基準をとすることはこれで重要な話だと思っているが、一方で行政的なあるいは地勢的な条件の違いだけではなくて、その地域あるいは親御さん、あるいは本人が何を望んでいるかということについてのコンセンサスというか、その市町の住民の方々が特別支援学校というものについて、どう感じておられるかというようなことが大きな違いに関わっているのではと思っている。だから、一律に書類を示して、だからここへ行きましょうということは、まだ無理があるのではないか。それは、インクルーシブの話につながらと思うが、特別支援学級に入って身につけられるメリットやいいところもちろんあるし、一方で、特別支援学校に行かなければ身につけられないメリットもある。しかし本当は、どこに行こうか、その子にとって一番いいものが最低限でも身につけられる、提供されるのが一番いいことだけれども、現実にはそうではなくて、何を選ぶかという選択を迫られている、その中で、現状の滋賀県では、特別支援学校に行った方が自分たちの欲しいものが手に入るというふうに認識されている方が多いんじゃないかということを感じている。それが特別支援学校に対する利用の多さを表しているのではという気がしている。その逆に、小中学校、高校の先生方もおられ、少し失礼かもしれないが、特別支援学校に行くとか、「楽な」「快適な」

というような言葉が使われたが、逆に言うと、通常の学校、学級に行ってしまうと、「シビアな」というような感覚を持たれている面もあるのではという気がしている。教員養成、通常の小中学校へ教員を配置する立場にあるが、障害のある人についての勉強をしてもらってはいるが、子どもたちは非常に人を良く受け入れてくれてという声があったが、やはり教員の課題もある。資料の最後の方に特別支援学校の免許取得率のことが出ていたが、普通の小中学校に勤務する先生方の認識レベルの問題、対応する能力の問題、そういう点がインクルーシブ教育を考えるにあたって非常に大きな問題となるんじゃないかと思う。

(座長)障害者基本法で、「自立と社会参加を目指して」そのためのインクルーシブ教育システム、それと就学先をどう選ぶか、そしてそこでどう教育を行っていくか。そして、それが自立と社会参加にどうつながっていくかということの課題、いろんな形で御意見いただいた。どうもありがとうございました。次回は、今日いただいた御意見、あるいはこれらの課題について、具体的にどう取り組んでいけばよいか、その前にもっと分析も必要かと思うが、そういったことの議論をすることになるかと思う。

(3) その他

事務局より、今後の日程調整等について説明。

7 閉会

(河原教育長)

会議の閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

本日は木船座長様はじめ委員の皆様方には、大変貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。時間が十分ではありませんでしたので、すべてお話いただいたというわけではないのかもしれませんが、御意見をいただきながら今後のこの懇話会での議論の柱が見えてきたのかなと思っています。またデータにつきましても、皆様に見ていただけるように準備をいたしました。御指摘がありましたようにまだまだ不十分なところがありますし、さらにいろいろと集めながら分析していかなければならないと思いますが、こういうデータをしっかりと踏まえながら、今後の滋賀のめざす特別支援教育のあり方の議論において、御意見をいただきたいと思っております。

最後に座長様におまとめいただきましたように、今後次回以降はどのような取組としていくのか、御議論を深めていただくということをお願いを致しまして、簡単ですが、閉会にあたりまして御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。